

私たちの暮らしを支える税金

11月と12月は「滞納整理月間」です。財源の確保と納期限内に納付していただいている人との公平性を確保するために、県と県内市町が一丸となって、滞納処分の強化に取り組み、納税の推進を図ります。

問い合わせ 納税課 水嶋 ☎230022



タイヤロックによる自動車の差し押え

平成27年度市税差し押さえ件数および換価額

預貯金	給与	生命保険	年金	動産	不動産	その他	合計件数	換価額
517件	170件	39件	171件	14件	3件	11件	925件	66,560,190円

税の滞納 Q & A

Q 税金を滞納したまま亡くなったらどうなりますか？

A 滞納者が税金を滞納したまま亡くなった場合、借金などと同様に民法に従って、配偶者や子などの相続人へそれぞれの持分に応じ、滞納金が引き継がれます。それまでの納税通知や督促の効果、延滞金は有効となり、そのまま放置しておくとしり押さえなどの滞納処分を受けます。相続しない場合は、相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内に、家庭裁判所で相続放棄の手続きをとることができません。

Q 納税について相談したいのですが、忙しくて市役所へ行けません。

A 毎週水曜日は、午後7時まで納税相談窓口を設けています。また、電話でも納税相談をお受けします。

Q 滞納額が少額だから差し押さえられませんよね？

A 滞納額に多い少ないはありません。少額の滞納であっても、財産調査を実施し、財産があれば滞納処分（差し押さえ）を行います。

Q 事前連絡や承諾なしに、財産が差し押さえられました。このようなことが許されるのでしょうか？

A 法律では、納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならぬことになっています。この場合、本人に対して、事前の連絡やその同意は必要ありません。しかし、自主的に納付することが原則ですので、督促状などにより早期の納税をお願いしています。それでも、納付されなかった場合は、税の公平を保つために財産の差し押さえを行っています。

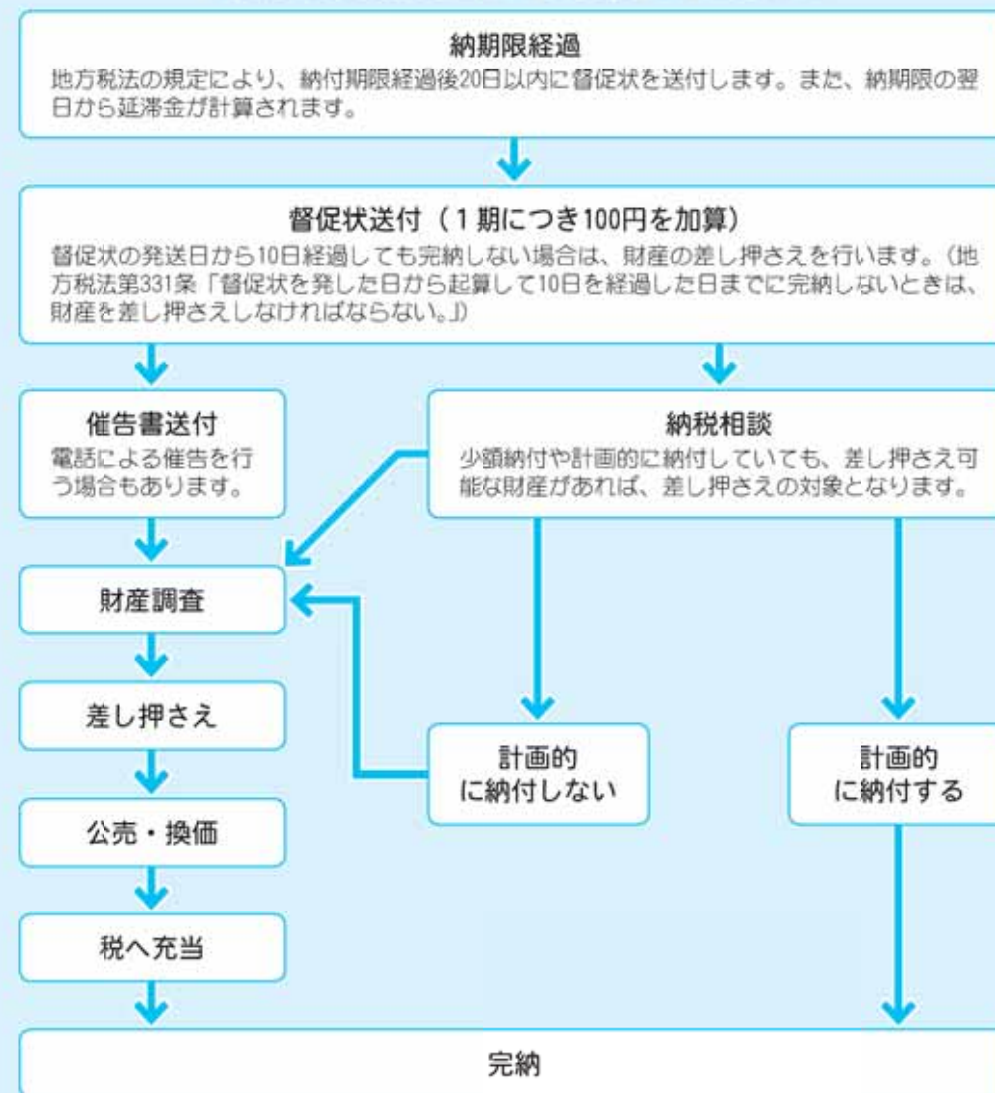
Q 勝手に個人の口座を調べられて、金融機関の預金を差し押さえられました。個人の財産の調査はプライバシーの侵害ではないのでしょうか？

A 税金を滞納すると、法律（国税徴収法）に基づき全ての財産に対する調査権限が発生します。この権限によって、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は、調査に協力しなければなりません。財産調査は個人情報保護法には抵触しません。

Q 市税を滞納していることはわかっていますが、他の借金があって税金を納付できません。

A ささまざまな事情がありますが、多くの方は期限内に納付しています。また、「税金はすべての債務に優先する」と地方税法第14条で定められています。つまり、個人の債務（借金）より税金が優先されます。

市税の滞納発生から完納までの流れ



納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、年利9・1%（納期限後1カ月は2・8%）を乗じて計算した延滞金が発生し、納付が遅れるほど納付額が増加します。（延滞金の利率は年により変更する場合があります。）

が
あり
ます
）
早
め
の
納
税
相
談
を
病
気
や
失
業
、
事
業
不
振
な
ど
、
や
む
を
得
な
い
理
由
で
納
期
限
ま
で
に
税
金
を
納
付
す
る
こ
と
が
困
難
な
場
合
は
、
そ
の
ま
ま
放
置
せ
ず
に
、
事
前
に
相
談
く
だ
さ
い
。
完
納
に
向
け
、
納
税
相